米子市都市公園条例の一部改正等（案）の骨子について

1 条例改正の趣旨

平成２９年６月１５日付で「都市緑地法等の一部を改正する法律」及び「都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が施行されました。

これに伴い、都市公園法施行令の運動施設率の制限に関する条項が改正され、これまで国が一律に定めていた都市公園の運動施設率(※)の基準　百分の五十を超えないよう定められていましたが、法改正により地方公共団体の条例で定めることとなったため、平成２９年６月１５日の施行日から起算して１年を超えない期間内において「米子市都市公園条例」の一部を改正するものである。

※ 運動施設率： 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合

2 骨子の概要

都市公園は、一般公衆の自由な利用に供されるべき公共施設であり、自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があるため、国で運動施設率の制限を定めていました。

今回、条例を改正するにあたり、都市公園法第４条第２項及び同法施行令第８条の規定に基づき、下記のとおり基準を定めるものです。

項　目	基準の内容	
	国の基準(参酌すべき基準)	市の定める基準(案)
公園施設に関する制限等	【都市公園法施行令第８条】 一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の五十を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合(国の設置に係る都市公園にあっては、百分の五十）を超えてはならない。	１００分の５０ (国の基準どおり)

【米子市の基準（案）の考え方】

現況の各都市公園の運動施設率は、参酌基準を下回るものもあるが、公園種別ごとの機能を考慮すると参酌基準を標準とすることが妥当と判断する。

なお、現在の公園計画では、参酌基準を拡大等しなければならない特別な要因(計画)もない状況であり、今後も都市公園としてのオープン・スペースを確保するため、参酌基準と同じ内容を米子市の基準として定める。